

～美しい空をあなたの手で～ **STOP! 稲わら焼き**
 周囲の空気を汚さない優しい米作りをしましょう

稲わら・もみ殻の 焼却をやめましょう

稲わら焼きは県条例で原則禁止されています。
 特に、周辺に影響が出やすい**10月1日から11月10日**
 までの間全面的に禁止しています。

※焼却を行った場合、県では**氏名公表も含めた厳重な措置**をとることがあります。

■問合せ:秋田県生活環境文化部 環境あきた創造課 環境管理室 大気・水質班 TEL018(860)1603
 〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 E-mail:kankyokanri@pref.akita.lg.jp

- 一般道の車両をはじめ稲わら焼き等の煙による視程障害が重大な事故を引き起こす原因となります。
- 稲わら焼き等の煙は目やノドを痛め、特に体の弱い方や病気の方に被害が及ぶこととなります。
- 乾燥機等からの排気についても、ゴミやホコリ等の飛散に注意してください。

やめよう!! 野外焼却

廃棄物の焼却は、廃棄物の区分(一般廃棄物、産業廃棄物)・種類・量を問わず法律で禁止されています。

野外焼却は、ばい煙やダイオキシン類の発生を抑制するのが難しいこと、ばい煙は大気中に拡散し(思った以上に遠くへ運ばれること)、人の健康や周辺地域の生活環境へ支障をきたすことから禁止されたものです。

法律に違反して焼却をした場合、行政処分の対象となるほかに、警察の摘発により以下の「罰則」が適用されます。

■罰則等について:廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれの併科



■**焼却禁止の例外**:伝統的行事及び風俗習慣上の行事のための焼却行為(火祭り、どんど焼き等)。学校教育及び社会教育活動上、必要な焼却行為(キャンプファイヤー等)などがあります。

これらの場合でも

周辺の生活環境に出来る限り配慮しておこなう必要があります。
 地域からの苦情発生などの周辺の生活環境に悪影響を及ぼす場合は、改善命令、措置命令等の行政処分や行政指導の対象となることがあります。

■問合せ:仙北市環境防災課 TEL(43)3308

県南地区食品安全地域懇談会

「食品の安全情報を安心につなげるために」をテーマに、講演と、消費者・事業者などの出席者による意見交換会を開催します。参加無料、託児対応あり。

■日時:10月30日(木)午後1時～4時
 ■会場:美郷町仙南公民館
 ■申込:10月22日まで
 ■問合せ・申込:県仙北地域振興局 福祉環境部(大仙保健所) TEL0187(63)3403

秋田県立大学公開講演会

■演題:「いちばん大事なこと～環境と教育～」
 ■講師:東京大学名誉教授 養老猛司氏
 ■日時:10月18日(土)14:00～15:30
 ■会場:秋田県児童会館 (秋田市山王中島1番2号)
 ■対象者:一般県民(入場無料)
 ■申込・問合せ:秋田県立大学 企画・広報チーム TEL018(872)1522

角館調停協会 無料調停相談会

家庭内トラブルや消費者金融に関する問題、土地や建物をめぐる争い、金銭貸借、交通事故などの相談に応じます。相談内容の秘密は守られ、無料です。
 ■日時:10月15日(水)10:00～15:00
 ■場所:角館簡易裁判所
 ■問合せ:角館簡易裁判所 TEL(53)2305